

佐賀県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十月三十日から平成二十一年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員延長
一般国道 二〇七号	鹿島市大字納富分字鬼丸二 九〇八番三地先から 鹿島市大字納富分字鬼丸二 九二一番三地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	鹿島市大字納富分字鬼丸二 九〇八番三地先から 鹿島市大字納富分字鬼丸二 九二一番三地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	変更前の別	
	後	
	前	